

特定健診受診勧奨通知作成等業務委託仕様書

1. 委託業務名

特定健診受診勧奨通知作成等業務

2. 委託業務の目的

特定健診受診率向上のため、本市国民健康保険被保険者の40歳以上74歳までの未受診者(※)をパターン分けし、その属性に応じた効果的な内容の圧着はがき等を送付し、特定健診の受診行動につなげることを目的とする。あわせて、30歳以上39歳までの被保険者に、若年者健診の受診券及び受診案内について通知を行う。

また、令和6年度中に40歳、45歳、50歳、55及び60歳に達する者に対する、特定健診受診による特典の案内通知物の作成を行うとともに、令和5年度において新規国保加入者のうち、令和6年度中に41歳から69歳までに達する者に対する、国保特定健診の周知を図る。(前者にも該当する場合は、前者を優先する)。

※ 特定健診未受診者とは、通知物の納品日時点で、本市国保に特定健診の結果データが到着していない者。

3. 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4. 履行場所

- (1) あらかじめ受託者が申し出をし、委託者が承諾した場所
- (2) 履行場所は受託者の直接の管理下にある屋内で、日本国内に限る。

5. 委託業務内容

- (1) 対象者のパターン分け
- (2) 属性に応じたはがきのデザイン企画
- (3) 特定健診受診率向上のための工夫
- (4) 特定健診受診勧奨後、評価分析結果及びその分析を活用した今後の受診勧奨の提案

6. 業務の概要等

- (1) 以下に、業務の概要と作業区分を示す。

業務の概要		作業区分		
		発注者 (鹿児島市)	受注者 (受託者)	
ア	データの授受	○	○	
イ	勧奨通知(圧着はがき)、情報提供票、案	① 用紙の調達	—	○
		② 印刷様式的设计(デザイン设计)	—	○

内チラシ及び封筒作製	③ 勸奨通知、情報提供票、案内チラシ及び封筒の作製	—	○
ウ 勸奨通知及び情報提供票へのデータの印刷	① 印刷するプログラム開発	—	○
	② 勸奨通知及び情報提供票へのデータの印刷	—	○
	③ 印刷内容の確認作業	○	○
エ 裁断	① 勸奨通知及び情報提供票の裁断	—	○
オ 折り・封入封かん	① 情報提供票及び案内チラシの折り ② 封入封かん作業	—	○
カ 運搬・納入	① 完成品のチェック作業、引抜き	○	○
	② 完成品の運搬・郵便局への搬入	○	○
キ 今後の受診勸奨方法の提示	特定健診受診分析等を活用した今後の受診勸奨方法の提示	—	○
ク 受診率向上に資する取組	作成及び実施	—	○
ケ 勸奨通知送付後の分析、分析結果の報告	健診受診データによる分析、分析結果のまとめ、報告	—	○

(2) データ授受の方法

LGWAN 回線または電子記録媒体を用いる。郵送による場合は、セキュリティ便等個人情報の取扱いに留意した方法で運搬する。個人情報が漏洩、滅失、毀損されることのないよう必要な措置を講じ、発注者の承認を得ること。

なお、データ授受にかかる費用は受注者の負担とする。

(3) 提供データについて

ア 特定健診等データ（3～5か年分）

FKAC167、FKAC165、FKAC161

イ KDBデータ

被保険者管理台帳データ

ウ 宛名印字用データ

エ 若年者健診データ

マルチマーカー8.0からデータの抽出

(4) データ出力を必要とする印刷物の枚数

ア 特定健診未受診者への勸奨通知（圧着はがき）

75,000枚（予定）

イ 特定健診未受診者への情報提供票（封書）

28,000枚(予定)

ウ 情報提供票への同封案内チラシ(封書)

28,000枚(予定)

エ 若年者健診勧奨通知(圧着はがき)(30歳代)

10,000枚(予定)

(5) データ出力しない印刷物の枚数

ア 封筒

28,000枚(予定)

イ 年度当初の特定健診勧奨通知(圧着はがき)

①令和6年度中に、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳に達する者

6,000枚(予定)

②令和5年度新規国保加入者のうち、令和6年度中に41歳から69歳までに達する者

9,000枚(予定)

※①、②のどちらにも該当する者は、①を優先する。

(6) データ出力を必要とする印刷物の仕様

ア 勧奨通知(圧着はがき) 計：75,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	Z型6面圧着はがき 横297mm(96+105+96)×縦152mm
刷色	4色両面フルカラー
印字するデータ	郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード

イ 情報提供票 28,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	A4サイズ
紙質	上質紙70kg
加工	NIP加工
公印印刷	なし
裏面印刷	あり
刷色	両面2色(赤・黒)
折り	三つ折り
その他	様式は指定のもの(原稿あり)
印字するデータ	郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード 被保険者証記号番号、特定健診受診券番号、保険者番号、生年月日、性別

ウ 情報提供への同封案内チラシ 28,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	A4サイズ
紙質	マット紙
裏面印刷	あり
刷色	4色両面フルカラー
折り	三つ折り

エ 若年者健診勧奨通知（圧着はがき） 10,000枚（予定）

項目等	仕様等
サイズ	Z型6面圧着はがき 横297mm（96+105+96）×縦152mm
刷色	4色両面フルカラー
印字するデータ	郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード 若年者健診受診券番号

(7) データ出力しない印刷物の仕様

ア 封筒 28,000枚（予定）

項目等	仕様等
サイズ	縦：120mm、横：235mm
紙質	窓あき封筒用紙（封入封かんや郵送に際し、破損しない程度の強度のあるもの）
折り補助、糊付け	あり
刷色	表：2色（赤・黒）

イ 翌年度当初の特定健診勧奨通知（圧着はがき）2種 計15,000枚（予定）

項目等	仕様等
サイズ	Z型6面圧着はがき 横297mm（96+105+96）×縦152mm
刷色	4色両面フルカラー

(8) 勧奨通知（圧着はがき）及び情報提供票へのデータ印刷についての仕様

ア 印刷の色、フォントについて

印刷色：黒

印刷フォント：MS明朝体またはMSゴシック体

イ 利用者定義文字の印刷について

あり：利用者定義文字パターンについては本市から受注者へ電磁記録媒体により提供する。

ウ カスタマーバーコード印刷について

受注者は、郵便番号、漢字の住所情報から生成するものとする。カスタマーバーコードの品質に関しては、郵便局に事前の品質検査を受け、適正な品質を確保し、カスタマーバーコード検査結果を本市に提出すること。

エ テスト印刷

受注者は、情報提供票及び若年者健診勸奨通知の若年者健診受診券へのデータ印刷前に印字のテストを実施し、テストに要する負担は受注者の負担とする。

(9) 納品日及び発送予定枚数

納品回数	通知物の種類	宛名印字データ提供日	納品日	予定枚数	R4年度実績
1回目	若年者健診通知	令和5年 9月1日	令和5年 9月15日	10,000枚	8,353枚
2回目	受診勸奨通知	令和5年10月6日	令和5年10月20日	50,000枚	49,490枚
3回目	受診勸奨通知	令和5年11月6日	令和5年11月17日	13,000枚	9,301枚
4回目	受診勸奨通知	令和6年 1月5日	令和6年 1月19日	40,000枚	45,429枚
5回目	令和6年度当初受診勸奨通知	—	令和6年 3月25日	15,000枚	15,000枚 (予定)

※ 見本については、健診機関及び医療機関等に配布するため、以下のとおり納品すること。

- ・ 令和5年9月11日（月）までに、1回目の若年者健診通知はがきを200枚程度
- ・ 令和5年10月16日（月）までに、2回目の特定健診受診勸奨通知はがきを属性毎に150枚程度ずつ、及び情報提供票・案内チラシを同封した封書200枚程度
- ・ 令和5年11月13日（月）までに、3回目の特定健診受診勸奨通知はがき及び情報提供票・案内チラシを同封した封書を各種20枚程度ずつ
- ・ 令和6年1月15日（月）までに、4回目の特定健診受診勸奨通知はがきを50枚程度
- ・ 令和6年3月25日（月）までに、5回目年度当初の受診勸奨通知はがきを400枚程度

(10) 納品の方法・場所

完成品については、郵便局ごとの郵便番号別に区分け・梱包し、受注者の指定する場所へ納品する。

※ 5（7）イ 翌年度当初の特定健診勸奨通知（圧着はがき）は、上記に加え、2種それぞれ分けて納品すること。

7. 成果品

(1) 成果品の内訳

成果品は次のとおりとする。

- ア 40歳以上74歳までの特定健診未受診者への勸奨通知
- イ 30歳代の若年者健診の勸奨通知（受診券を含む）
- ウ 翌年度当初の特定健診勸奨通知
- エ 評価分析及び翌年度の受診勸奨の提案

(2) 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときは速やかに所定の成果品及び業務完了届を本市に提出し、検査を受けなければならない。また、受託者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに本市に提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても本市と協議のうえ、受託者の負担において速やかに訂正し、本市へ再提出しなければならない。

(4) 留意事項

成果品の著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、成果物については、秘密情報等が含まれないものとする。

8. スケジュール（予定）

内容	期日
(1) 企画検討・デザイン制作・対象者分析	
・企画検討	令和5年8月～9月
・デザイン制作（勸奨通知）	令和5年8月～9月
・対象者分析	令和5年8月～9月
(2) 勸奨通知 システム開発・発送	
・システム開発	令和5年9月
・勸奨通知発送	令和5年9月下旬、10月下旬、11月下旬 令和6年1月下旬
(3) 医療機関等への勸奨資材作成	
・データ分析	令和5年8月～9月
・デザイン制作（勸奨資材）	令和5年8月～9月
(4) 分析・報告	
・分析及び報告	令和6年2月中旬～3月上旬
・翌年度受診勸奨の提案	令和6年3月

9. 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務の遂行を統括する業務責任者を定める。
- (2) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 業務責任者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とする。
- (4) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに本市に届出を行い、変更について事前に本市に承認を受けなければならない。
- (5) 業務責任者を変更する場合、業務の支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

10. 委託料の支払い

本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払うものとする。支払い回数については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。なお、前金払等は行わない。

11. 情報セキュリティ対策及び秘密情報（個人情報等）の取り扱いについて

- (1) 本業務で秘密情報等重要な情報を扱う場合は、使用目的及び使用範囲等を明確化し、報告すること。
- (2) 本業務に係る従業員における、秘密情報等保護に関する規則等について報告すること。
- (3) 本業務において使用する秘密情報等重要な情報に関し、アクセスできる従業員の一覧及びアクセス方法について報告すること。
- (4) 本業務に係る従業員に行う、セキュリティ教育の内容・実施年月日等について報告すること。
- (5) 本業務に関係する情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その公表もしくは本市における公表に対応するため、状況等について逐次報告すること。
- (6) サーバは国内のデータセンターに設置すること。
- (7) 秘密情報等重要なデータについては、原則インターネットと接続されていない環境で保存することとし、やむを得ずインターネットに接続する場合は、事前に本市へ承認を得るとともに、セキュリティ対策について報告すること。
- (8) 秘密情報等重要なデータについては、暗号化等による保護を行うこと。
- (9) 本業務終了後、本市が提供した、又は業務を履行するうえで、収集した個人情報等重要なデータについては返却もしくは復元できないように消去し、結果を報告すること。
- (10) 本市が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを提出すること。また満たされない項目については是正措置を行うこと。
- (11) 本業務の履行にあたり知り得た情報を、第三者に開示又は本業務の履行以外の目的で利用しない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）ものとする。
- (12) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守すること。
- (13) 知り得た情報を他に漏洩してはならず、この契約が終了し、又は解除された後においても同様の義務を負うものとする。
- (14) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、発注者の書面による承諾を得なければならない。また、本業務に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。
- (15) 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、発注者に対し報告しなければならない。
- (16) 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。

12. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めることとする。